

平成 29 年 5 月 26 日
九州電力株式会社

風力発電設備の接続可能量（30 日等出力制御枠）への到達について

当社は、平成 29 年 3 月 7 日に経済産業大臣から固定価格買取制度に基づく風力発電設備の指定電気事業者*に指定されました。（同日お知らせ済み）

※ 年間 30 日（720 時間）を超えて出力の抑制を行わなければ、風力発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者

こうした中、平成 29 年 5 月 25 日時点における風力発電設備の接続済、承諾済及び接続契約申込み量の合計（以下、申込み量）が、接続可能量（30 日等出力制御枠）の 180 万 kW に到達しましたので、お知らせします。

このため、本日（平成 29 年 5 月 26 日）以降の風力発電設備の接続契約申込み受付分については、無制限・無補償での出力制御に同意いただくことが前提となります。

当社といたしましては、引き続き、電力の安定供給を前提として、各種再エネ電源の特徴を活かしながら、バランスの取れた再エネの導入に最大限取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

【別紙】風力発電設備の接続・申込み状況、出力制御の適用の考え方